公益財団法人東京観光財団補助金交付要綱

平成２５年４月　１日　　２４産労観企第１０６１号
改正　平成２６年４月　１日　　２６産労観企第　　９８号
改正　平成２７年３月１０日　　２６産労観企第　９５０号
改正　平成２８年３月１７日　　２７産労観企第　８５８号

（通 則）

第１条　公益財団法人東京観光財団補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目 的）

第２条　この補助金は、公益財団法人東京観光財団（以下「補助事業者」という。）が、東京都民の英知によって育まれた産業や技術と東京都が有する歴史的文化的に価値ある資源等を活用して、東京都における魅力ある観光と国際的なコンベンション等の振興を図り、もって本邦の産業と経済を活性化させるとともに、国民文化の向上と国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（補助金の交付対象）

第３条　東京都の事務事業の効率的、効果的な実施に資すると認められる事業又は補助事業者の主たる事業であって、次の（１）から（４）までの事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要かつ適当と認められる管理運営費のうち、別表に掲げる経費を補助対象とする。

（１）東京をはじめ日本への来訪者とコンベンション等の誘致に関する事業

（２）東京都内の観光振興に関する事業

（３）観光情報の発信に関する事業

（４）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（補助金の交付申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　知事は、前条による申請があったときは、内容を審査し適正と認められるときは補助

金の交付決定を行い、交付決定通知書（第２号様式）により補助事業者に通知する。

（申請の撤回）

第６条　補助事業者は、前条の決定通知を受領した場合において、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該決定通知書受領後１４日以内に知事に届出を提出することで、申請を撤回することができる。

（補助金の支払）

第７条　補助金の支払は、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号）第８３条第１項第４号により概算払とし、各四半期ごとに補助事業者からの請求に基づいて分割して支払うこととする。

２　補助事業者は、前項に規定に基づき補助金の支払を受けようとする場合は、請求書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第８条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更承認申請書（第４号様式）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（１）補助事業の経費区分ごとの配分額を２０パーセントを超えて変更しようとするとき。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（４）補助対象職員を変更しようとするとき。

（事故の報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び状況を書面により知事に提出し、その指示を受けなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告に基づき知事から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

（状況報告）

第１０条　補助事業者は、四半期毎の補助事業の執行計画を作成するとともに、その実績を取りまとめ、遂行状況報告書（第５号様式）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　補助事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第

６号様式）を知事に提出しなければならない。

２　第８条の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

（補助金の額の確定）

第１２条　知事は、前条の規定による報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（第７号様式）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第１３条　知事は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

（精算書の提出）

第１４条　補助事業者は、補助金の額の確定通知受領後速やかに補助金の精算を行い、精算書（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１５条　知事は、次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第１２条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第１６条　知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

２　知事は、第１２条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第１７条　第１５条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第１６条の規定に

より補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったとおきは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第１８条　前条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第１９条　第１７条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助事業の経理等）

第２０条　補助事業者は、補助事業の経理についてその収支の状況を明らかにした帳簿を備えるとともに、その帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（検　査）

第２１条　補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（その他）

第２２条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表　補助事業の内容等（第３条関係）

補助事業に要する経費の区分		
事業	経費区分	補助率
管理運営費	・　役員に係る報酬、給与手当、福利厚生費等 ・　都派遣職員の時間外勤務手当、福利厚生費等	１０分の１０ 以内
	・　観光インフラ整備推進事業の実施に係る固有職員の人件費等 ・　観光インフラ整備推進事業の実施に係る事務費	１０分の１０ 以内
	・　地域観光振興事業の実施に係る固有職員の人件費等 ・　地域観光振興事業の実施に係る事務費	１０分の１０ 以内
	・　「被災地応援ツアー」及び「伊豆大島・復興応援ツアー」の実施に係る固有職員の人件費等 ・　「被災地応援ツアー」及び「伊豆大島・復興応援ツアー」の実施に係る事務費	１０分の１０ 以内
	・　コンベンション誘致・開催支援事業及びイベント誘致・開催支援事業の実施に係る固有職員の人件費等 ・　コンベンション誘致・開催支援事業及びイベント誘致・開催支援事業の実施に係る事務費	１０分の１０ 以内